

被扶養者資格継続調査を実施しています

この調査は、現在被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしていることを確認する重要な手続ですので、ご理解とご協力をお願いします。



大切な調査です
ご協力をお願いします！

調査対象者

令和7年6月1日（調査基準日）において認定中の被扶養者が対象です。

ただし、18歳未満の方、高校生、今年3月に高校・大学等を卒業された方、令和7年4月1日以降に被扶養者に認定された方は、除きます。

※18歳未満の子であっても、夫婦どちらがその子を扶養すべきかを確認する必要がある場合は対象となり、配偶者の収入について確認します。

調査方法

調査対象者を有する組合員に対し、「被扶養者資格継続調査書」を共済事務担当課をとおして配付しますので、調査書に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

認定要件（収入の種類と認定基準額）

年齢、収入の種類により、次のとおり基準額が異なります。

区分	年間基準額	月額基準額	日額基準額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満(130万円÷12月)	3,612円未満(108,334円÷30日)
60歳以上 または 障害年金を受給	180万円未満	150,000円未満(180万円÷12月)	5,000円未満(150,000円÷30日)

●給与収入がある場合

勤務日数や勤務時間が不規則で、月々の給与収入額が一定しない場合は、月額基準額と3ヵ月間の平均収入月額で判断し、年額が基準限度額未満であっても被扶養者資格を取り消します。

●事業収入・不動産収入・農業収入・株の配当金等の収入がある場合

これらの収入は年間基準額で判断し、次の経費を控除した額となります。(所得税法上の必要経費とは異なります。)

○事業収入・不動産収入…修繕費、消耗品費等(事業の種類によって異なります。)

○農業収入……………小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費・飼料費、農具費、農業衛生費、
修繕費、動力光熱費、荷造運賃手数料、土地改良費、地代家賃、水利費、
精米機使用料

●失業給付・傷病手当金等の収入がある場合 日額で計算されるため日額基準額で判断します。

●複数の種類の収入がある場合 それぞれの収入を合算した額とその種類に適した基準額で判断します。

●子を認定している場合で配偶者に収入がある場合

原則として年間収入の多い方の被扶養者としますが、夫婦の年間収入の差が1割以内である場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

添 付 書 類

- 給与収入がある方……………雇用証明書(調査書と併せて配付していますので、被扶養者の勤務先で証明を受けてください。)
- 年金収入がある方……………最新の年金振込通知書(写)または年金額改定通知書(写)
- 事業収入等がある方……………確定申告書(写)および収支内訳書(写)
- その他の収入がある方……………収入金額が確認できる書類
- 組合員と別居している方……………振込受領書またはATM利用明細および銀行等の預金通帳(写)等直近3ヵ月分(配偶者と学生である子を除く。)の仕送りが確認できる書類
- 父母等を認定している方……………認定基準判定シート(当組合指定の様式)、組合員の源泉徴収票等、父母両方の収入が確認できる書類(被扶養者でない父または母も含む。)
- 子を認定している場合で配偶者に収入がある方…配偶者の源泉徴収票等
- その他当組合が必要と判断する書類

被扶養者資格の取消

この調査で認定要件を満たさないことが判明したときは、その要件を満たさなくなった日までさかのぼって被扶養者資格を取り消します。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合には、当組合が負担した医療費等を返還していただきます。

また、被扶養者資格継続調査書を提出されないときは、被扶養者資格を取り消す場合がありますので、必ず期日までに提出してください。

※収入基準額を超過した場合でも、厚生労働省において策定された「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき、事業主が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨を証明し、当組合がその内容を認めた場合は、被扶養者の認定を継続することができます。(労働契約が基準内であることが前提です。)

詳しくはこちら



届出はお早めに!

この継続調査は毎年行っていますが、収入(給与、年金等)の増加などにより認定要件を満たさなくなった場合は、次回の調査を待たず、速やかに資格取消しの申告書を提出してください。

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413